

第2回山梨市下水道事業審議会議事概要

日 時 令和3年9月16日 13:30～15:00

場 所 山梨市役所 502会議室

1. 開会

2. 議事 [出席委員：6名 事務局：下水道課長以下5名]

議事① 前回の審議内容について

前回議事録を参照し、内容確認。

(質問、意見なし)

議事② 下水道事業の財政状況について

平成29年度から公営企業会計へ移行となり、官公庁会計より財政状態をより把握できるようになったこと、また、下水道使用料などを財源とした独立採算を原則とした会計であり、下水道関係施設の維持管理など経費に関する収益的収支、と下水道関係施設の整備かかる資本的収支に分けられ、令和2年度については、資本的収支で3億3千万円余の支出が上回りこれを、収益的支出の減価償却費などの内部留保資金により補てんしていることを説明した。

議事③ 県内各市との比較について

【水洗化率】

- 山梨市は80.4%であり、県内では10番目となっている。
- 下水道法上では、下水道へ接続できる状態になったところは遅滞なく接続するよう記されているが、個人の経費が掛かるので強制できない状態である。
- 広報等により下水道接続に関する普及促進を実施しているところであるが、合わせて臨戸訪問など実施している。

【使用料金】

- 下水道使用料について、使用量を2ヶ月40m³使用した場合の料金は、5,082円で山梨市が、13市のうち4番目である。
- 2ヶ月40m³使用した場合の使用料で比較すると山梨市は、県内13市のうち3番目に高い使用料となる。

【経営比較】

- 山梨市は甲府市、笛吹市と先行して、企業会計を取り入れており、公営企業会計化により、どこの自治体も使用料改定に取り組んでいくと思われる。
- また、全国の類似団体との比較では、18団体のうち3番目に安くなっており、一般会計

繰入金に関しても、他市に比べ、基準外の割合は低く抑えられている。

- パターン1では経営戦略の最終年である令和10年を終点とし、それまでに基準外繰入を0にするため、 m^3 あたり30円の料金改定を提案した。
- パターン2では総務省が示す m^3 あたり150円という案を示し、いずれも県内ではトップの料金体系となると説明した。

議事④ 料金改定案について

【パターン1 平均使用料改定率22.4%】6,421円(2ヶ月・40 m^3)

パターン1では経営戦略の最終年である令和10年を終点とし、それまでに基準外繰入を0にするため、 m^3 あたり30円の料金改定を提案した。

【パターン2 平均使用料改定率25.3%】6,622円(2ヶ月・40 m^3)

パターン2では総務省が示す m^3 あたり150円という案を示し、いずれも県内ではトップの料金体系となり、全国平均(6,100円)も上回ると説明した。

(事務局) 未接続世帯1,500世帯のうち、2割接続してもらえれば、500万円は収入が増える。

(委員) 現在2カ月に1回の料金徴収を、1カ月に1回にすれば、市民への負担を分散できると思うがいかがか？

(事務局) 条例による決まりはないので可能。

しかし、検針を1カ月に1回に変えると、検針員の人件費が倍になったり、口座引き落としの金融機関への手数料が倍になるなどするので水道課との協議が必要になると思う。

(委員) 料金が30円上がるのは決定か？

(事務局) 決まりではなく、審議の内容によってくるが、今回または次回以降の審議会で協議していただき、判断していただくことになる。

議事⑤ 次回日程について

(事務局) 次回の日程は10月6日(水)に実施する。